

# バリアフリー法の改正について

---

## 背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

### ①公共交通事業者等における課題

例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。

例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)



○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

### ②国民における課題

例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。



○オリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**※1を受け、**市町村、学校教育**※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施 (※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施)

## 法律の概要

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

#### 【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

# ①令和2年6月19日施行分

---

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加  
 ※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

**基本構想制度について**

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

**現在の特定事業(例)**
**公共交通特定事業**

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等


**道路特定事業**

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等


**建築物特定事業**

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等


**交通安全特定事業**

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等


**教育啓発特定事業(例)**

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施 等



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験 当事者講師によるセミナー



## ②令和3年4月1日施行分

---

## ○公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設

- 公共交通事業者等は、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準※)を遵守しなければならないこととする。

※スロープ板の適切な操作、適切な明るさの確保等

## ○交通結節点における移動等円滑化に関する協議への応諾義務の創設

- 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等が他の公共交通事業者等に対し、ハード・ソフト(旅客施設、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととする。

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(平成三十年五月十七日参議院国土交通委員会)

三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。

# 国民に向けた広報啓発の取組推進

## 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

### 対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



(障害者用トイレ)

等

### 施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等



# バリアフリー基準適合義務の対象拡大

## ■ 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

### 公共交通事業者等

※その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象



鉄道事業者



路線バス事業者(定期運行)



貸切バス事業者



一般旅客定期航路事業者



本邦航空運送事業者



軌道経営者

車椅子対応型の  
車両を導入する際  
に、ハードの基準  
適合を義務付け



タクシー事業者



旅客不定期航路事業者  
(遊覧船等)



航空旅客ターミナル管理者

### 建築物

特別特定建築物(2,000㎡以上)  
(特別支援学校、病院、店舗、ホテル等)

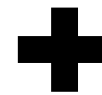


特別特定建築物に公立小中学校を追加



### 道路

特定道路  
(移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通大臣が指定)



旅客特定車両停留施設  
(バス等の旅客の乗降のための道路施設)



### 公園施設

特定公園施設  
(都市公園内の園路、広場、休憩所、駐車場、便所等)

### 路外駐車場

特定路外駐車場  
(500㎡以上の駐車料金を徴収する路外駐車場)

<令和2年6月19日施行分>

【注釈】 ※は法改正事項関係

## 一. 移動等円滑化の意義及び目標

### ○「高齢者、障害者等」の範囲

- ・「高齢者、障害者等」に、高齢者及び障害者(身体障害者のみならず知的・精神・発達障害者を含む。)に加え、妊産婦等が含まれることを明確化

## 二. 施設設置管理者が講ずべき措置

(省略)

## 三. 移動等円滑化促進方針の指針

### ○移動等円滑化の促進の意義

- ・作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載
- ・市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を記載

### ○移動等円滑化に関する住民等の理解の増進及び協力の確保<sup>※</sup>

- ・移動等円滑化促進方針において、「住民等の理解の増進及び協力の確保」に関する事項として以下を記載する旨を記載
  - ① 心のバリアフリーの必要性、重要性等、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民等の理解の増進及び協力の確保が果たす役割
  - ② 市町村、施設設置管理者、住民・利用者等、関係者の理解の増進及び協力の確保に係る取組の具体的な内容
- ・上記の事項について、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、移動等円滑化促進地区外で行うものや、移動等円滑化促進地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載

【注釈】 ※は法改正事項関係

## 四. 基本構想の指針

### ○重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・ 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載【再掲】
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を追加。【再掲】

### ○教育啓発特定事業※

- ・ 重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、重点整備地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載
- ・ 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業)と連携して行うことが可能である旨を記載
- ・ 学校と連携して行う教育啓発特定事業(法第2条第29号イ)については、基本構想作成時に学校と事前に協議するとともに、特定事業計画作成時に学校の意見を十分に聞くことが重要である旨を記載

## 五. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保※

### ○心のバリアフリーの定義及び取組に当たっての留意事項

- ・ 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組について、ユニバーサルデザイン2020行動計画で示されたポイント(①「障害の社会モデル」を理解すること、②不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないよう徹底すること、③多様な他者とのコミュニケーション力を養い、困難や痛みを想像・共感する力を培うこと)を踏まえて推進することが重要である旨を記載

### ○関係者の基本的な役割

- ・ 国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民、それぞれの関係者の基本的な役割を記載

【注釈】 ※は法改正事項関係

## 六. 移動等円滑化に関する情報提供※

- 移動経路又は移動手段や利用可能施設の選択に当たり、バリアフリーに関する情報の取得が不可欠であるとともに、災害時における安全確保の観点からも情報提供に関する環境整備が必要である旨を記載
- 高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を的確に把握できる環境整備が必要。このため、宿泊施設、飲食店等の観光施設について、用具の備付け、バリアフリー情報の提供等の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備し、認定を受けた旨を外形上わかりやすく表示することを可能とするとともに、民間のネットワーク等を活用しながら、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されるよう十分配慮する旨を記載

## 七. 移動等円滑化促進施策に関する基本的な事項

### ○国の責務及び講ずべき措置※

- 国は、バリアフリー教室の開催等の経験を活用し、移動等円滑化促進方針や基本構想の作成手法や、地方公共団体が国に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるためのノウハウ等について、地方公共団体に対して、助言、指導その他の必要な援助を行う旨を記載